休学を希望する国際学生の皆さんへ

休学申請について

スチューデント・オフィス

1. 休学について

① 病気等のやむをえない事由により、引き続き3ヶ月以上を越えて就学できない場合、休学申請ができます。

例： 病気、経済的事情、兵役、その他やむを得ない事由

② 卒業可能なセメスターおよび履修登録を行っている学生は休学申請ができません。

③ セメスター期（セメスター＋セッション）単位でしか休学できません。

継続して休学できるセメスターは4セメスターまでです。

ただし、兵役の場合に限り、連続して 6 セメスター休学することができます。

※休学中の申請により、予定復学セメスターを早めることや合計 2 年までの休学期間に延長をすることができます。

④ 休学期間は在学期間に含まれません。

・8セメスター在学し、要卒単位を修得しなければ卒業することはできません。

（早期卒業プログラム登録の場合は、6セメスターまたは7セメスター）

・休学中は「在学」ではなく「在籍」となります。E-mail やキャンパスターミナル等のサービス機能を継続して利用できますが、取得できる証明書に制限がありますのでご注意下さい。

証明書が必要な方は、APU のウェブサイトから申請することができます。

URL :【http://www.apu.ac.jp/home/alumni/content4/】

アクセス：【APU 公式ホームページ】→【Menu】→【卒業生の方】→【証明書発行】

⑤ 在留資格（ビザ）の関係から、**休学期間中に正当な理由がなく日本に滞在してはいけません。**

【注意点】

〇減免について：休学前のセメスターまでの成績によって、授業料減免奨学金の審査が行われます。

審査で問題がなければ、休学後も継続されます。

〇一旦納入された審査事務手数料・在籍料はいかなる理由があろうとも返還しません。

〇休学期間は学割の利用はできません。

〇現在、大学や学外の機関から奨学金を受給している学生は、必ず当該機関に休学期間中、奨学金の受給を停止する手続をする必要があるかどうかを確認して下さい。

〇**AP ハウスの寮費**や**ライブラリーの延滞金**が未払いの場合には、休学の許可を受けることができません。

該当する学生は、申請までに必ず支払いを行って下さい。

2. 休学申請期日

春セメスターから休学	2 月 15 日
秋セメスターから休学	8 月 5 日

注意）期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

〇休学許可を得たあと、やむをえない事情があり許可の取消しを申請する場合は、休学申請期間内に所定の手続を必ず行って下さい。期日を過ぎた場合は、取消すことはできません。

3. 手続きの流れ

① 以下「4」の必要提出書類を期日までに一括で提出

② 申請書をもとに会議で審議

③ 審議結果の通知：結果を宛名ラベルに記載された住所に簡易書留（又はEMS）で送付

4.　必要提出書類

○「**休学願**」（学費負担者の同意書を含む）

※申請する休学期間は西暦を記載し、該当する箇所を○で囲んで下さい。

○「**休学志望理由書**」（自筆またはパソコン作成の文書）

※休学を希望する理由を A4 用紙一枚程度にまとめる

※海外渡航・インターンシップなどでの休学の場合：指定の休学理由書を使用

※病気の場合：理由書の提出不要

○**宛名ラベル/EMS ラベル**（審議結果の希望郵送先を記入）

※結果は郵送でのみ通知

○**審査・事務手数料　15,000 円**

○**在籍料　5,000 円／1 セメスター**

○**診断書**：病気の場合

○**出国予定日の入った帰国チケットまたは、予約証明**

下記よりクレジットカードにてお支払い下さい
【ＵＲＬ】　http://e-apply.jp/e/apu-payment/

5.　許可の場合の手続き

・許可通知に記載されている学籍番号、氏名、期間を確認して下さい。
申請内容と異なる場合は、直ちにオフィスに連絡をして下さい。

・**学生証をスチューデント・オフィスまで返却**して下さい。

・**日本出国の際、出国審査窓口で在留カードをキャンセルしてください。**

・**休学期間中は、日本に滞在する事は禁止されています。**

6.　休学期間満了時の手続き

休学期間満了前に、**Campusmate に登録されている帰省先住所に書類を送付**します。（5 月または 11 月頃）
期日までに必ず“復学”“退学”“休学（継続）”の手続きを行って下さい。

春セメスター（9 月 20 日）まで休学	6 月 30 日
秋セメスター（3 月 31 日）まで休学	12 月 31 日

注意）期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

※申請期日は在留資格認定（ビザ申請）のために国内学生より早い期日になっています。

・**期日までに”復学”もしくは”休学(継続)“の手続きがない場合は休学期間満了日で「退学」**となります。

・病気により休学した方は、復学申請する場合に医師の診断書が必要です。

・休学中に住所（現住所・帰省先・連絡先）が変更になった場合は、必ず Campusmate を利用し
住所変更を行って下さい。変更をせず、大学からの大切な郵便が届かなかった場合でも、
特別な救済措置は行われません。

【復学について】

○復学申請の際、新しい VISA 取得のため**入学時と同様の VISA 申請**を行います。パスポートのすべてのページのコピーが必要です。**休学期間中に正当な理由がなく日本に滞在していた場合は、復学が許可されません。**

○復学直後の履修登録期間は通常学生より遅くなります。（**履修登録期間 B**）

○復学時に健康診断を受けることが義務付けられています。

○復学時期によっては、**カリキュラムが変更**になる場合があります。
卒業に必要な科目が変更になる場合もありますので、注意して下さい。
詳細については、**アカデミック・オフィス**に相談して下さい。 TEL: 0977-78-1122　　E-mail: acsubmit@apu.ac.jp

～　不明な点は、学籍担当者　まで　～
〒874-8577 大分県別府市十文字原1－1　立命館アジア太平洋大学　スチューデント・オフィス
TEL 0977-78-1124　　Fax 0977-78-1125　　E メール: apustu1@apu.ac.jp